

【別添5】  
(日出町)

(公印省略)

日子第2341号  
令和5年1月6日

大分県知事 広瀬 勝貞 様

日出町長 本田 博文

日出町子ども医療費助成事業の制度改正に伴うご協力について (依頼)

平素より、本町における児童福祉行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町では子ども医療費の助成制度を設けておりますが、令和5年4月1日より、日出町内に住所を有する高校生等の通院・入院に係る医療費について助成対象者の拡大を予定しております。なお、未就学児、小中学生の通院・入院分につきましては、これまでと変更ありません。

つきましては、別紙に制度の変更内容をまとめましたので、ご確認をいただくとともに、関係機関への改正内容の周知をよろしくお願いいたします。なお、事業執行に当たり令和5年第1回定例会で予算案及び条例改正案を提案する予定であることを申し添えます。

#### 記

#### 【助成変更(拡大)内容】

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 時 期     | 令和5年4月1日診療分より   |
| 2. 対 象     | 高校生等(別紙参照)  |
| 3. 助成方法    | 受給資格者証提示による県内現物給付<br>※年度当初による制度改正(システム改修含む)のため、おおむね4月～5月は償還払いでの対応を想定。システム改修後、順次対象者に受給資格者証を発送する予定。 |
| 4. 公費負担者番号 | 83447201  |
| 5. 自己負担金   | あり(別紙参照)  |

日出町役場 子育て支援課  
子育て支援係 担当 小山田  
TEL 0977-73-3177 (直通)

**【別添6】  
(日出町)**

**日出町子ども医療費助成事業の助成対象を拡大します**

令和5年(2023年)4月1日診療分から高校生等の通院・入院・調剤に係る医療費助成を開始します。

「高校生等」とは満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方です。

**〈助成拡大前〉令和5年3月診療分まで**

助成対象		通院	入院	調剤	県内	県外
未就学児	助成の有無	○			現物給付	償還払い
	自己負担金	無				
小・中学生	助成の有無	○				
	自己負担金	有	無			
高校生等	助成の有無	×			/	/
	自己負担金	-				

**〈助成拡大後〉令和5年4月診療分から**

助成対象		通院	入院	調剤	県内	県外
未就学児	助成の有無	○			現物給付	償還払い
	自己負担金	無				
小・中学生	助成の有無	○				
	自己負担金	有	無			
高校生等	助成の有無	○				
	自己負担金	有	無			

**(1) 助成内容**

高校生等の医療費を助成拡大します。自己負担金は、小・中学生と同様に通院自己負担額上限1日あたり500円—医療機関ごとの月4回まで(5回目からは自己負担なし)

**(2) 対象者**

日出町内に住民票のある高校1年生から高校3年生相当年齢までの方で健康保険に加入している方。なお、以下①～④に該当する場合は助成対象ではありません。

- ① 生活保護受給世帯の方
- ② ひとり親家庭等医療費助成受給資格者
- ③ 就業している方(子ども自身が就職などし、保護者の扶養から外れている場合)
- ④ 結婚している方